

新規農薬登録試験(農薬の開発利用試験)

- 実施期間：昭和39年度～
- 担当部署：病理昆虫部
- 区 分：地域密着型研究・受託

○研究内容

県内の産地では、登録農薬が少ない、耐性菌や薬剤抵抗性の発生で有効な農薬がない、新しい病害虫が発生して登録農薬がないなど防除が難しい病害虫が多くみられます。そこで、農業者、関係団体及び指導機関等からの要請を受けて農薬の効果試験を実施し、迅速な農薬登録を図っています。

< 農薬豆知識 >

農薬を製造・販売するためには、農薬登録を受けなければなりません。その申請にあたり、公的試験研究機関等が実施した薬効・薬害・残留試験データが必要となることから、全国の公的試験研究機関等で新規農薬に関する試験が実施されています。



水稻害虫に対する効果試験
(ヒメトビウンカ発生量調査)



果樹害虫(カメムシ)に対する効果試験